

本検討会において議論すべき論点

1. 医療機能の具体的な内容について

- 急性期、亜急性期及び回復期それぞれの医療機能において、対象とする主たる患者像や求められる医療の内容は何か。
- 各医療機関がどの医療機能を選択して報告すればよいかの判断基準をどのようにすべきか。
- その他報告すべき医療機能として位置づけるべきものがあるか。
(例)地域一般、障害者・特殊疾患 等

2. 医療機能毎の報告事項について

- 1. の内容を踏まえ、各都道府県が提供している医療の機能や特性、人的な体制、構造設備などの現状を把握するとともに、患者や住民に提供していく観点から、医療機関に求めるべき報告事項は何か。

3. 病床機能情報の提供について

- 患者や住民にわかりやすく提供するという観点から、
 - ①医療機関による提供方法やその内容はどのような形が適切か。
 - ②都道府県による公表方法やその内容はどのような形が適切か。